

消費者教育推進計画策定のこれまでの経過と今後のスケジュール

●これまでの経過

平成24年 12月13日

消費者教育の推進に関する法律 施行

- ・国は基本的な方針を定めなければならない
- ・都道府県は基本方針を踏まえ、消費者教育推進計画を定めるよう努めなければならない

平成25年 1月10日

第47回消費生活審議会

県でも国の基本方針を踏まえ、消費者教育推進計画を策定すると報告

6月28日

消費者教育の推進に関する基本的な方針 閣議決定

平成26年 7月25日

第48回消費生活審議会

計画を策定するに当たり、実態調査の方法を協議（県民・事業者・学校）

8月

県民世論調査

9月

学校での実態調査について教委との話し合い→新たに調査を行うことは困難

10月

事業者への聞き取り

12月2日

第49回消費生活審議会

- ・経過報告（H26県民世論調査、事業者への聞き取り）
- ・骨子案について協議
骨子案について了承
重点的に取り組む課題4項目で了承

平成27年 12月

大学生等への実態調査①

平成28年 7月

大学生等への実態調査②

●今後のスケジュール

平成28年 10月27日

第50回消費生活審議会

計画案についての協議

12月中旬～

12月議会

委員会へ計画概要の説明

12月下旬～

パブリックコメント

平成29年 2月中旬

第51回消費生活審議会

計画の最終案について協議

2月議会

委員会へ計画案の報告

3月下旬

計画策定、公表